

令和5年6月21日  
球磨川流域復興局付・河川課

## 緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

### 1 「緑の流域治水」の主な取組状況

#### (1) 新たな流水型ダム環境アセスメントの進捗状況

- ・ 国において、昨年11月14日に「環境影響評価方法レポート」を公表。
- ・ 一般からの意見、学識経験者及び関係市町村長の意見を踏まえ、本年4月24日に知事意見を国に提出。
- ・ 6月5日に、国の「流水型ダム環境保全対策検討委員会」が開催され、流水型ダムの大型水理模型実験を視察されるとともに、ダムの施設の検討状況等について審議。
- ・ 今後、知事意見や委員会の意見等を踏まえ、国において、調査・予測・評価を行い、その結果等を記載した環境影響評価準備レポートが、作成・公表される予定。

#### (2) 「緑の流域治水」の見える化の取組みについて

- ・ 本年3月、球磨川流域の地形や河川の特徴、「緑の流域治水」の取組み内容を分かりやすく伝える動画・立体地図・パンフレットを作成。
- ・ 現在、このコンテンツを活用して、球磨川流域の児童・生徒への出前講座や防災主任研修での説明等の学校現場への取組みとともに、各市町村の防災会議の場を活用して、「緑の流域治水」の取組みを発信。さらに、知事の定例記者会見や県政テレビを活用(6/30放送予定)し、流域住民のみならず、広く県民にも情報を発信。
- ・ 引き続き、あらゆる機会を通じて、「緑の流域治水」に対する県民の理解を深め、更なる取組みの推進につなげていく。



#### (3) 球磨川流域治水協議会について

令和5年6月6日 第7回球磨川流域治水協議会 開催

出席者：知事、九州地方整備局長、九州農政局長  
九州森林管理局長、熊本地方気象台長  
球磨川流域市町村長  
議 題：流域治水プロジェクトの更新及び取組状況  
の報告 等



第7回流域治水協議会 (R5.6.6)

## 2. 五木村・相良村の振興について

### (1) 五木村の振興

- ・これまで国・県・五木村において、村の新たな振興計画の策定に向け、協議を重ねてきたが、本年5月15日、新たな振興計画を三者で合意。(計画概要は別添のとおり)
- ・6月4日には、知事・木下村長出席のもと、村民説明会を開催し、知事から五木村の振興にかける決意を伝えるとともに、新たな振興計画の内容を村民に説明し、御意見等を聴取。
- ・県としては、新たな村の振興に向け、村民の皆様の声を受け止め、村民と一緒になって振興を進めていくことができるよう、五木村に新たに2名の職員を派遣するとともに、五木村役場内に「熊本県五木村振興相談室」を6月19日から開設。
- ・今後、国・県・村が一体となり、村の新たな振興に取り組んでいく。



### (2) 相良村の振興

- ・本年3月「第2回相良村振興推進会議」を開催し、昨年10月に相良村から提案いただいた村の振興策に対する県の取組みを知事から吉松村長に手交。
- ・5月21日には、村主催の村民説明会において、知事が相良村の振興に対する考えをお伝えするとともに、村の振興策に向けた県の取組みを説明し、村民の皆様から様々な御意見等を聴取。
- ・今後とも、村の意向を踏まえながら、相良村の振興が目に見える形で進んでいくよう、必要な取組みを進めていく。



# “ひかり輝く”新たな五木村振興計画【概要版】

## 1 五木村の現状と課題

人口の流出や産業の衰退に歯止めがかからない状況の中、更なる村の活性化に向けた取組みは急務となっており、国、県は、村と一体となって、これまでにない新たな取組みや将来を見据えた取組みを、危機感とスピード感を持って進めていく必要がある。

本計画は、平成21年に策定した「ふるさと五木村づくり計画」の取組みの成果を継承した上で、新たな振興計画として策定する。

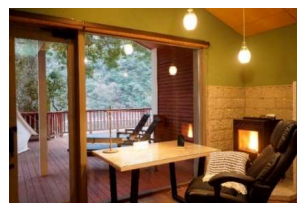
### 1. 「ふるさと五木村づくり計画」の主な取組み

#### ○ ハード事業

- ・ 溪流ヴィラITSUKI・五木源パーク・宮園地区公園整備
- ・ 五木村歴史文化交流館「ヒストリアテラス五木谷」



ヒストリアテラス五木谷



溪流ヴィラITSUKI

#### ○ ソフト事業

- ・ バンジージャンプやカヤック体験等のアクティビティの充実
- ・ 林業大学校県南校の開校 ・ ドローンスクールの開校
- ・ 新たな村の特産品(くねぶ)の生産拡大・商品開発
- ・ 県内初の「特定地域づくり事業協同組合」認定による雇用確保の取組み



くねぶハンドクリーム



くねぶサイダー



特定地域づくり事業協同組合認定証交付式

### 2. 課題

- デジタル化や新型コロナウイルス感染症、自然災害の激甚化・多発化などの様々な環境の変化への対応が必要
- 人口の流出や産業の衰退に歯止めをかけるため、総合的な子育て支援や新たな平場の確保等を含む新たな振興策に積極的に取り組み、更なる村づくりの推進が必要

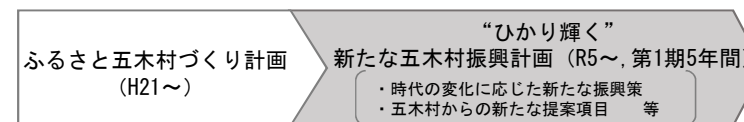
## 2 計画の体系

「別紙」のとおり

## 3 計画の着実な実現に向けて

### 1. 計画の期間

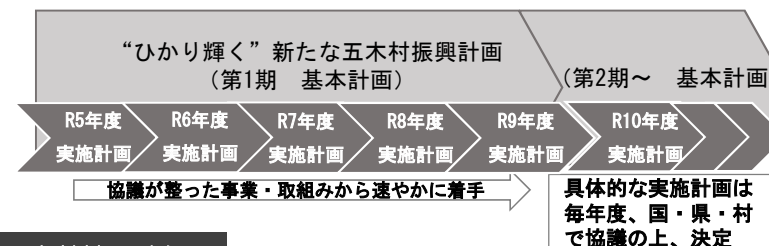
本計画の期間は、令和5年度から5年間で第1期とし、その後も含め今後の社会情勢や村を取り巻く状況の変化を踏まえ、概ね5年毎に計画全体の見直しを行うものとする。



### 2. 迅速かつ効果的な事業の推進

具体的な事業については、基本計画の取組みの方向性を踏まえ、毎年度実施計画を策定し、協議が整ったものから速やかに着手する。

また、村民の意向や社会情勢等を踏まえ、適宜、必要な事業の追加・見直しを行いながら、効果的な事業の推進を図る。



### 3. 計画の実効性の確保

#### (1) 推進体制の整備

五木村の新たな振興に向けては、国、県が連携し、五木村と一体となって、本計画に掲げる取組みを進めていく必要がある。

そのため、国・県・村は、毎年度、五木村の振興を協議する場を開催し、本計画に基づく事業の進捗状況を確認するとともに、次年度の実施計画を策定する。



#### (2) 財政上の措置

国・県において、本計画に掲げる取組みの推進に必要な財政上の措置を最大限講ずることとする。

基本理念	<目指す姿>	<方向性>	<施策>
<p>誰かが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる ”ひかり輝く”新たな五木村</p>	<p>生涯を通じて高齢者が安心して暮らせ、子どもの笑顔がはじける “五木村”</p>	<p>【方向性1】 生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進</p>	<p>【施策①】 誰かが安心して暮らせる“むらづくり”の実現 【施策②】 人と人とのつながりや地域の文化・誇りの継承 【施策③】 最先端技術を活用した便利な暮らしの実現(五木版DXの実現) 【施策④】 少人数教育を生かした人材の育成及び子育て環境の充実</p>
	<p>村内外の人が輝き、若者も高齢者も住みよい環境と生きがいを持って働ける “五木村”</p>	<p>【方向性2】 豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出</p>	<p>【施策①】 豊かな森林資源の循環利用の推進による雇用と新たな産業の創出 【施策②】 ゼロカーボン時代の”環境“を核とした新たな産業の創出 【施策③】 農業・商工業・物産等の振興と人材の確保 【施策④】 すまい・仕事と一体となった移住・定住の促進</p>
	<p>誰かが安全・安心で、便利で快適に暮らせる “五木村”</p>	<p>【方向性3】 新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備</p>	<p>【施策①】 あらゆる活動の基盤となる通信ネットワークの整備 【施策②】 新たな平場の確保や防災力強化による安全・安心な生活拠点の整備 【施策③】 命・財産を守る気候変動に対応した流域治水の推進 【施策④】 道路ネットワークの強靱化・リダンダンシーの確保</p>
	<p>五木村の魅力(宝)を求め、国内外から様々な人が集う “五木村”</p>	<p>【方向性4】 豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興</p>	<p>【施策①】 豊かな自然を生かしたまちづくりの推進 【施策②】 自然や観光・物産施設を生かした交流人口の拡大</p>

「実施計画」に基づく様々な取組み

”ひかり輝く”新たな五木村

## 「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果 及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和4年度）

令和5年（2023年）6月21日  
環境保全課・港湾課・都市計画課

### 1 水俣湾の水質等の水銀調査結果・・・・・・・・・・[環境保全課]

#### （1）調査の趣旨

平成13年（2001年）3月14日付けで策定した「水俣湾環境対策基本方針（水俣湾魚介類の安全確認後の対応について）」に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、平成13年度（2001年度）から毎年、水質、底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀含有量等について調査を実施している。

#### （2）調査項目、調査時期等

調査項目	調査時期等
水質	2地点 年4回（6、8、10、2月）
底質	3地点 年1回（10月）
地下水	2地点 年2回（8、2月）
魚介類	湾内 年1回（7月）

#### （3）調査結果

- ア 水質及び地下水ともに、全ての調査において総水銀は検出されなかった。  
イ 底質については、総水銀は3地点全て「水銀を含む底質の暫定除去基準値（25ppm）」を超えなかった（最大で4.6ppm）。  
ウ 魚介類については次のとおりで、暫定的規制値を超えなかった。

（単位：ppm）

魚種	項目	令和4年度	暫定的 規制値
カサゴ	総水銀	0.33	0.4
	メチル水銀	0.23	0.3
ササノハ ベラ	総水銀	0.16	0.4
	メチル水銀	0.11	0.3

（注）暫定的規制値とは

魚種ごとに総水銀含有量の平均値が0.4ppmを超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が0.3ppmを超えるものをいう。「水銀に係る環境調査の取扱いについて（昭和48年10月3日付け環境事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官通知）」

#### （4）今後の対応

令和5年度（2023年度）も、同様の調査を予定している。

## 2 水俣湾埋立地の点検・調査結果・・・・・・・・・・ [港湾課・都市計画課]

### (1) 点検・調査の趣旨

水俣湾埋立地の点検・調査は、「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修を把握することを目的として、平成13年度から毎年実施している。点検・調査の内容は、「水俣港埋立地管理補修マニュアル（令和5年3月改訂）」による。

### (2) 点検・調査項目、調査時期等

点検・調査項目	調査対象	調査時期
水質検査	埋立地護岸前面海域（6地点） 埋立地内地下水（2地点）	R4.10～R5.3 （年1回）
地盤調査	埋立地全域（約58ha）	
構造物変状調査	護岸・岸壁・物揚場・水路（約5km）	

### (3) 点検・調査結果

- ア 埋立護岸前面海域（6地点）及び埋立地内地下水（2地点）を採水し調査した結果、総水銀は検出されなかった。
- イ 埋立地全域での水準測量（標高の測定）の結果、異常な沈下及び陥没は見られなかった。
- ウ 埋立地外周施設（護岸・岸壁・物揚場）及び水路における変位・劣化・損傷及び鋼材の腐食状況調査の結果、構造に影響を及ぼすような変状等は見られなかった。

### (4) 今後の対応

令和5年度（2023年度）も、同様の点検・調査を予定している。